

複合市民施設に関する調査特別委員会記録

令和5年11月7日（火）午前10時01分～午前11時50分（908会議室）

○出席委員（11名）

委員長	小松 良行	副委員長	佐原 真紀
委員	浦野洋太郎	委員	佐藤 勢
委員	根本 雅昭	委員	二階堂利枝
委員	後藤 善次	委員	沢井 和宏
委員	川又 康彦	委員	村山 国子
委員	真田 広志		

○欠席委員（なし）

○市長等部局出席者（財務部）

財務部長	杉内 剛
財務部次長（財務担当）	後藤 孝信
管財課長	高田 豊一
管財課課長補佐兼管理係長	丹治 洋行
管財課複合市民施設係長	鈴木 耕
管財課複合市民施設係主査	安田 由幸
財産マネジメント推進室長兼公共建築課長	佐藤 昭憲
公共建築課建築係長	齋藤 知里
公共建築課建築係技査	今野 泰敬
公共建築課設備係長	清野 隆司
公共建築課設備係技査	谷津 武志
公共建築課設備係技査	佐藤 直哉

○議題

1. 当局説明
2. 当局説明の意見開陳
3. 議会図書室について
4. その他

午前10時01分 開 議

(小松良行委員長) おはようございます。ただいまから複合市民施設に関する調査特別委員会を開催します。

本日、佐原真紀委員より遅れる旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

今回は、仮称市民センター整備について当局から説明を受け、その後質疑を行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

当局の皆様におかれましては、本日ご多忙のところ特別委員会の調査にご協力いただき、誠にありがとうございます。皆様に対しまして、委員会を代表し、心から感謝と御礼を申し上げます。よろしく願いいたします。

なお、本日の議題となっておりますのは、仮称市民センターの整備についてであります。

では、当局からご説明をお願いいたします。

(財務部長) 皆様、改めまして、おはようございます。本日は、複合市民施設に関する調査特別委員会におきまして、仮称市民センターの整備状況につきまして説明させていただく機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

おかげさまで仮称市民センターにつきましては、市議会議員の皆様、また調査特別委員会におきましてこれまで様々なご検討、ご提案を賜ったこと、改めて御礼申し上げます。おかげさまで令和6年度中の供用開始に向けまして、おおむね計画どおりに進めることができいております。工事も本體工事に加え、立体駐車場の工事も加わり、議員の皆様や市民の皆様方にもご迷惑、ご不便をかけることとなろうかと思いますが、安全第一に工事を進めてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、本日は、仮称市民センター整備につきまして、これまで特別委員会でご説明させていただいた内容、また工事の進捗状況についてご説明させていただきたいと存じ上げておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、資料に基づきまして財務部次長よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

(財務部次長) それでは、仮称市民センター整備につきまして、お配りさせていただいた委員会資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは初めに、2ページご覧いただきたいと思っております。本日ご説明をさせていただきます内容の目次になります。1、仮称市民センター整備に至る経過から9、議場の設備等についてまでになりますが、これまで本調査特別委員会におきましてご説明させていただいた内容等について改めてご説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、3ページをお願いいたします。まず初めに、仮称市民センターの整備に至る経過についてご説明をさせていただきます。本市におきましては、平成13年に老朽化した市役所本庁舎の建て替えのための基本構想を策定しまして、それ以降協議、検討を進めながら、平成20年に実施設計を完了

いたしました。東西2つの建物を連絡通路で連結し、庁舎の機能を担うというもので、同年に東棟の建設工事に着手をし、平成23年1月に東棟を開庁させたところであります。しかし、開庁から約2か月後の3月11日に東日本大震災が発生し、本市におきましては震災と原発事故からの復旧復興を最優先させるため、西棟建設については当面延期することとしたところでございます。

その後、本市といたしましては主体的に様々な復興事業に取り組み、復興は着実に進展しているものの、いまだ道半ばという状況の中におきまして、一方では中心市街地における様々な課題等も顕在化をしております。人口減少や中心市街地の空洞化、公共施設の老朽化など様々な課題を克服し、本市の中心市街地を県都にふさわしい魅力あふれる広域的な拠点とすべく、有識者委員会からの提言や市民懇談会でのご意見なども踏まえながら、風格ある県都を目指すまちづくり構想を平成30年12月に策定し、市議会全員協議会においてご報告をさせていただいたところでございます。

続いて、4ページをお願いいたします。そのまちづくり構想の中におきましては、都市機能などの強化に重点的に取り組むエリアとしまして、福島駅周辺エリアと市役所周辺エリアを位置づけております。そのうち市役所周辺エリアにおきましては、老朽化が課題となっていた中央学習センター、敬老センター、市民会館と休止していた西棟の機能を統合、複合化し、新しい西棟として調査検討を進め、早期の完成を目指すとしたところでございます。その後、翌平成31年に、市民や専門知識を有する方々からご意見などをいただくため、市民懇談会を設置いたしました。

また、令和2年3月には本調査特別委員会からご提言をいただきまして、その提言等を踏まえて、同年11月に新しい基本計画をお示しさせていただいたところであります。その中でお示しをしました新しい西棟のフロア構成が図の中ほどになりますが、本調査特別委員会でご議論いただき、議員の皆様のご理解とご協力の下、議会機能部分を縮小、効率化するとともに、市民交流部分を拡充し、さらには防災機能を強化するものとしたところでございます。この場をお借りして、改めて御礼を申し上げます。これによりまして、既存の3施設を個別に建て替えるよりも大幅なコストダウンが図られることとなったものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。仮称市民センターの概要についてご説明をさせていただきます。初めに、建物の概要になりますが、仮称市民センターは地上5階建て、延べ床面積は約9,200平方メートル、鉄筋コンクリート造の免震構造となります。旧西棟計画におきましては耐震構造としておりましたが、本施設が避難所としての役割も担いますことから、旧計画の地下1階の倉庫を変更して、大震災時も建物の機能維持を図ることのできる免震構造を採用したものでございます。

また、立体駐車場は4層5段で、延べ床面積は約6,900平方メートル、約270台が駐車でき、平面駐車場には53台が駐車できます。仮に大規模イベント等で、通常は駐車場として使用しない市民広場、そちらのほうを臨時駐車場として使用した場合には、さらに51台が駐車可能で、仮称市民センターの敷地内で合計約370台が駐車することができます。こちらの本庁舎の敷地と合わせますと、約450台が駐車可能となります。

次に、6ページをお願いいたします。配置計画になります。仮称市民センターの敷地及び本庁舎敷地の間には市道浜田町―春日町線が通っております。平成13年に策定いたしました基本構想におきましては、この区間の市道廃止も検討しておりましたが、周辺住民の皆様が持つ本市道の重要性に対する認識や市道存続への強い要望等を踏まえまして、平成19年に策定した基本設計におきましては2つの建物を連絡通路でつなぐ計画へと変更した経過がございます。現在の新しい計画におきましてもこの考えを引き継ぎまして、本庁舎と仮称市民センターを連絡通路でつなぐものとしまして、仮称市民センターについては敷地の北東側に配置をし、その西側に立体駐車場、南側には市民広場を配置するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。こちらが階層構成になります。市民の皆様にご利用いただきます部分につきましては1階から2階の低層階に配置をし、その上、3階に市民兼用会議室、4階から5階に議会機能を配置いたします。また、2階と4階に本庁舎とつなぐ連絡通路を設置いたします。旧西棟の計画におきましては2階に執務室、4階に議場を配置していたためであります。こちらの本庁舎の建物では既に連絡通路設置のための開口部が施工されておりますことから、そのまま2階と4階で接続をすることとなります。

次に、8ページをお願いいたします。整備事業関連の請負業者の一覧となります。基本計画、基本設計及び実施設計につきましては、東棟、旧西棟の設計を行いました山下設計、田畑設計事務所の共同企業体が受注しまして、工事監理につきましても同じ山下、田畑が担当いたします。本体建築工事につきましては佐藤・安藤・大丸JV、本体電気設備工事につきましては大槻・広栄JV、本体給排水衛生設備工事につきましては第一温調工業株式会社、本体空調設備工事は文化・倉島JV、立体駐車場工事は菅野・松崎JVがそれぞれ受注をしております。契約金額や工期につきましては、記載のとおりとなっております。

今後におきましては、未発注であります外構工事や附属棟工事などを発注する予定となっております。

次に、9ページをお願いいたします。整備事業のスケジュールでございます。令和3年度までに実施設計を完了しまして、令和4年度より本体工事に着手をしております。本体工事に関しましては、令和4年11月より仮囲いを設置して、掘削工事を行い、その後、基礎工事、免震層工事、1階躯体工事を施工、現在は1階躯体と2階床工事を行っております。また、この間、仮称市民センターと本庁舎の設備を地下でつなぐための共同溝の工事も並行して行ってまいりました。そういたしまして、10月末現在の工事の進捗につきましては28.7%となっております。免震装置の部材の納入遅延によりまして、当初の予定より若干遅れてございますが、全体工程につきまして現在施工者と調整をしているところでございます。その他の関連工事としまして、今年度から立体駐車場工事や今後発注いたします外構工事、附属棟工事などにも着手をし、さらに工事を進めてまいります。本体工事及び立体駐車場工事の工期につきましては令和6年9月30日となっておりますが、本体工事完成後に附属棟や外

構工事を仕上げまして、各種検査後に市のほうへ引渡しが行われます。その後、什器搬入や引っ越し作業などを経て、令和6年度中の供用開始を予定しておりますが、具体的な引っ越しのスケジュール等につきましては現在検討中でございます。

次に、10ページをお願いいたします。こちらが事業費になります。9月の調査特別委員会でもお示しをさせていただいたところでありますが、仮称市民センターの継続費の総額につきましては69億900万円余でございます。財源といたしましては、国庫支出金が9億2,700万円余、地方債が約53億8,300万円余、その他といたしまして庁舎整備基金になりますが、こちらが5億9,800万円余となっております。

なお、事業費に関しましては、今後、本体建築工事における現場からの湧き水の処理費用や各設備工事のインフレスライドなどにつきまして、事業者のほうから請求の可能性がございます。その際には、しかるべき時期に本調査特別委員会のほうにお諮りをさせていただきたいと考えておりますので、その際はよろしくお願い申し上げます。

続いて、11ページをお願いいたします。ここから19ページまでに実施設計の図面を記載しております。11ページにつきましては、敷地の配置図となります。

次に、12ページをお願いいたします。1階の平面図になります。1階エントランスホールには議会議中継モニターやデジタルサイネージ、さらにはカフェなども設置をいたします。カフェに関しましては、障害者の団体や社会福祉法人、福祉事業所などで組織をいたします協議会が運営する方向で調整をしております。また、障害のある方が作成した様々な作品展示や物販等を通じまして、障害のある方もない方も互いに理解を深める共生社会の実現に向けたスペースとして計画をしております。また、フロアの北側、この図面の上が北側になりますが、北側にはステージを備えた広さ約330平方メートルの大ホールを配置いたします。また、南東側のところになりますが、男女それぞれのトイレのほかに、その通路向かいになりますが、性の多様性に配慮したトイレのほうを設置いたします。

次に、13ページをお願いいたします。こちらが中2階の平面図になります。南東側になりますが、広さ約150平方メートルで天井高の高い小ホールを配置いたします。鏡を設置しまして、ダンスなどの軽運動、合唱などの利用も可能なホールとなっております。

次に、14ページをお願いいたします。こちらが2階の平面図になります。こちらには大小様々な広さの講義室や調理室兼講義室、工作室兼講義室、防音仕様の音楽練習室などを配置しております。また、北西側に位置しております208講義室につきましては、靴を脱いで利用する部屋となっておりますが、移動間仕切りを使用することによって、大中小3つの部屋として使用することもできます。さらに、その隣の親子フリースペースまで含めて、一体的に広いスペースとして利用することも可能となっております。また、親子フリースペースの隣には給湯設備を備えたおむつ替え室や授乳室を設置いたします。フロア最大としましては13のお部屋が利用可能となります。

続いて、15ページをお願いいたします。こちらが3階の平面図になります。こちらの会議室につき

ましては、全て市民兼用会議室となります。平日の日中につきましては市役所の会議室として使用し、夜間及び休日については市民の皆様にご利用していただくものであります。北東側の303会議室につきましては、分割での利用も可能となっております、フロア最大としては15のお部屋が利用可能となります。

次に、16ページをお願いいたします。こちらが4階の平面図になります。こちらは、議会フロアになります。西側にエレベーターがございますが、そちらの前に議会事務局を配置いたしまして、フロアの北側に各会派の控室を配置いたします。フロアの中ほどには応接室、その東側には水道を備えました議員用の更衣室、さらに東側にガラス張りの議会図書室を配置いたします。また、フロア南側には正副議長室及び応接室と議会運営委員会などの開催も想定しました402会議室を配置いたします。また、フロアの南東側になりますが、403から406の会議室につきましては、会派人数に応じて議員控室にも転用可能な会議室となっております。

続いて、17ページをお願いいたします。こちらが5階の平面図になります。こちらは、議場と常任委員会室を配置したフロアとなります。フロアの中央に議場を配置いたします。議場内の北側に議長席、南側に傍聴席、西側に議員席、東側に当局席を配置いたします。議場の設備については、後ほどご説明をさせていただきます。また、フロア北側に各常任委員会室を設置いたします。

続いて、18ページをお願いいたします。こちらが屋上階の平面図になります。屋上階には停電時の自家発電設備や太陽光発電パネル、空調の屋外設備などを設置いたします。

続いて、19ページをお願いいたします。こちらが建物の断面図になります。1階吹き抜け部分や大ホールの天井高、中2階の小ホールのフロアレベル、議場の天井高などがご確認いただけるかと思えます。実施設計の図面の説明については以上となります。

続いて、20ページをお願いいたします。こちらが仮称市民センターの管理運営についてでございます。こちらは、設置条例及び管理のイメージとなっております。仮称市民センターの1階に配置をいたします事務室につきましては、中央学習センターの職員が業務を行うスペースといたしまして、学習センターの自主事業や定期講座につきましては仮称市民センターの貸室を利用して実施することを想定しております。また、市民の皆様や学習センター登録団体等に対する部屋の貸出業務につきましても中央学習センターが管理をしていくことを想定しております。同じ建物の中に公の施設と庁舎が混在することとなりますが、こちらの本庁舎と一体的に建物や設備の管理、点検、修繕等を行うことで効率性やスケールメリットが生じますことから、本庁舎と仮称市民センターの建物の管理につきましては一体的に行うこととしたいと考えてございます。

次に、21ページをお願いいたします。仮称市民センターの休館日と開館時間についてであります。複合化する施設の現状や市民サービスを考慮しまして、休館日は年末年始のみ、開館時間については朝9時から夜9時としたいと考えてございます。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。現時点で想定をしておりますエントランスホール

と市民広場の利用についてでございます。エントランスの南側の建具を開放することでエントランスホールと市民広場の一体的な利用も可能にしつらえとなっております、学習センターの利用団体や障害者の方の作品展示、物販も含めた集客イベントやマルシェなど、市民の皆様が様々な目的でご利用いただけるような想定をしております、具体的には今後検討していきたいと考えております。

なお、昨年度の本調査特別委員会におきまして委員の皆様よりご意見をいただきました施設内での飲酒の件につきましては、現時点でまだ検討中ではありますが、地域の皆様や委員の皆様のご意見をお伺いしながら検討を進めてまいりたいと考えております。なお、この飲酒の可否につきましては、条例の規定で定める部分ではなくて、運用の部分になりますので、少しお時間をいただきながら、施設の中だけではなくて、市民広場でのイベント時の飲酒やお酒の販売はどうするのかということも含めて検討していきたいというふうに考えてございます。

次に、24ページをお願いいたします。実施設計の時点で試算をしましたライフサイクルコストでございます。仮称市民センターの建物の寿命を70年と想定し、建物の建築から取壊しまでの生涯にかかる費用、ライフサイクルコストを試算したものであります。総額が125億円となりますが、その構成比につきましては39%が建築コスト、14%が光熱水費などの運用コスト、44%が管理、点検、修繕費などの保全コスト、そして3%が解体処分コストとなっております。

次に、25ページをお願いいたします。左側の円グラフが今ほどご説明をいたしましたライフサイクルコストの構成比率でございます。また、右側の棒グラフは運用コストと保全コストを合わせたランニングコストの推移であります。26年から30年と56年から60年の部分の保全コストが高くなっておりますのは、建物を長く利用するために必要となります30年ごとの大規模改修としまして、設備の更新や防水工事等に係る費用を含んでいるためでございます。

次に、26ページをお願いいたします。仮称市民センターの設計における主なライフサイクルコストの縮減策を記載したものでございます。高強度のコンクリートの使用や本庁舎の既存設備の共用、雨水、井水の利用、免震構造とすることなどによりましてライフサイクルコストの縮減を図ったところでございます。

次に、27ページをお願いいたします。ここからは、議場の設備についてご説明をさせていただきます。27ページにつきましては、傍聴席側から見た議場の全景イメージであります。傍聴席の正面奥に議長席、左手に議員席、右手が当局席となります。議員席、当局席の前と議長席の前に発言台が設置されます。議場内のモニターにつきましては、55インチのモニターが壁面に2台、イメージ図では見えませんが、手前側の壁面にも2台の合計4台が設置されます。また、議長席の後ろには巻き上げ式の200インチのスクリーンが設置されまして、必要に応じて利用することが可能となります。また、傍聴席には50インチの移動式モニターを2台設置しまして、併せて導入いたします音声認識システムを利用して、発言内容を即座に文字化して表示をいたします。

次に、28ページをお願いいたします。こちらは、議場内のモニター表示になります。議場内の壁面

に設置されます4台の55インチモニターのほうには、記載の①、発言残時間表示、②、採決結果表示と③、発言者カメラ映像と④、発言者席の資料投影表示を表示することが可能となります。また、発言席の卓上表示モニターでは発言残時間などを確認することができます。

続いて、29ページをお願いいたします。こちらは、電子採決システムになります。議員席に設置されましたマイクについているボタンによりまして、採決を電子投票で行うことができるようになります。投票方法等の詳細につきましては、記載のとおりとなっております。

最後に、30ページをお願いいたします。議長席及び事務局操作席の設置イメージになります。議長席におきましては、発言残時間や発言要求モニター、議場内配信映像などが手元の映像で確認できる仕様となっております。また、事務局操作席におきましては、マイクやカメラのコントロール、場内表示等の切替えを行うことができるようになります。以上が議場の設備等となります。

説明については以上でございます。

(小松良行委員長) それでは、質疑に移ります。ご意見のある方はお述べいただきたいと思います。

(村山国子委員) 18ページの太陽光発電だったのですが、これは何キロワットの太陽光発電になるのですか。

(公共建築課設備係長) 太陽光は、21キロワットアワーになります。

(村山国子委員) 蓄電設備ももちろん置くということですか。

(公共建築課設備係長) 蓄電設備はございません。

(村山国子委員) あと、20ページだったのですけれども、貸し館業務で中央学習センターだと、先ほども言ったように、登録の団体になっていると減免がされるのですが、市民兼用会議室の部分なんかは、そこら辺はどんなあんばいになるのですか。

(管財課複合市民施設係長) 3階の市民兼用会議室の利用につきましては、同じように、平日、夜間と休日につきましては公の施設というふうな位置づけをするような想定で今検討しておりまして、同じく使用できるような形で考えております。

(村山国子委員) ちなみに、今市民会館使われていますけれども、公務で使われている利用率を除くと、あと中央学習センターの利用率を考えると、これで数的には間に合うぐらいのイメージですか。

(管財課複合市民施設係長) 当初、機能をどの程度必要かというふうなものを検討するにあたりまして、ある程度既存施設の稼働率を参考にしながら面積等々につきましては想定をしていたというところでございます。ただ、将来的な需要を見越して、基本的には既存施設の規模を全て同じく整備すると将来的には過剰整備になるというようなこともやっぱり想定されますので、福島市の総合管理計画上でも、ある程度適正規模で、将来需要を見越して整備をするというような前提に立って、高い稼働率を保ちながら、ある程度効率的に使用できるようなスペースのほうを想定して計画しております。

(真田広志委員) 今村山さんからもお話があったのだけれども、この仮称市民センターに関しては地域の学習センターとしての役割と、それから全市的な市民会館なり貸し館業務なんかも含めて、両方

の機能を併せ持った施設として今後運営していくわけだけれども、例えば先ほどの減免だったりとか、例えばそもそも敬老センターだったりとか、地域利用団体に関しては減免をしたりとか、そういうような考え方があったり、また優先的に利活用ができるようにというような形で使われていたわけだけれども、その辺の考え方というのはどういうふうにするかをしていくのか。

(管財課複合市民施設係長) 予約方法ですとか、優先的な予約に関しましては、現在ちょっと検討している状況です。委員おっしゃるとおり、それぞれの既存施設の中での利用者というものがいらっしやいましたので、どの方を優先するというのではなく、皆さんが使いやすいような制度というか、運用にしていきたいというふうに考えております。

(真田広志委員) ぜひ地域の皆様にいろいろご相談をいただきながら、ご協力をいただきながら出来る施設だということをしっかりと肝に銘じた上で、地域の方々が、何だ、市民センターになったら急に使い勝手悪くなったな、そういうふうにならないような施設にしていだければと思います。

それからあと、先ほど将来需要を見越した、公共施設等総合管理計画なんか様々な部分で今後の将来需要というものをしっかりと見据えていかなければいけない中で、例えば当時、中央学習センターだったりとか市民会館、そういったものの現状の最大利用者数に、それに40%を掛けたものが大体1日当たり何人ぐらいという想定をしながら、たしか724人だか、727人だか、そういった人数を割り出して、それを基に駐車場の台数だったりとか、それから部屋の面積、そういったものも割り出してきてのだけれども、今後その将来需要というものをこの市民会館に関してはどのように予測をしているのか。これから例えば人口なんかもどんどん、どんどん減少していく。そういった中で、ただその代わり、県北の母都市として、例えば周辺自治体ともしっかりと協力しながら、そういったところにも利用していけるようなことも考えていくのか。そういったことを考えた中で将来需要予測していると思うのだけれども、将来需要予測は今後どのように見据えているのかなというところを一回聞いておきたいというふうに思ったのですけれども。

(管財課複合市民施設係長) 将来需要予測につきましては、単純に人口の推計の減少率を基に、利用予測までしてというところ、検討段階ではそこまで正直緻密に計算して算定できたかというところ、なかなかそこまでは至らなかったというところではございます。また、現在、考え方としては、仮に仮称市民センターの利用に関して、稼働率がかなり高くなったとしても、例えばエリアマネジメントといった、周辺の施設に仮に空き状況がある程度あるのであれば、そういったところにも利用を分散させながら効率よく使ったりというようなものも考えもございますので、ある程度オープンした直後はなかなか利用が取れないというようなところがあったとしても、その辺を分散させながら、全体的な公共施設として将来的に計画を今後していく必要があるというふうに考えておりますので、そういった考えの下に今回の計画を行っております。

(真田広志委員) あわせて、関連するので、先ほど利用者予測という、727人という予測の中に、その中で例えば駐車場利用率というのが大体39%というものを割り出して、そこから駐車場台数を導き出

したという経過があったと思うのです。基本設計で出したときに、その数字なんかを基に、114台ぐらい、新しく市民が利用するのは、いわゆる貸し館業務だったりとか、中央学習センターだったりとか、そういったことを合わせて、最大使ったとしても114台ぐらいなのだろうと、39.何%というもので掛け合わせて。そのときに私、それ絶対おかしいよねと。今のご承知のとおり中央学習センター、それから敬老センターなんかも駐車場がないから、皆さん本当は駐車場を利用して行くべき施設なのに、結局最終的に平均値を割り出していくと39%の人間しか駐車場は使わないのだよと、現実の需要というのはもっと大きいのではないかということをやっと言ってきたわけ。いや、それでも足りるよと自信満々に当時私に答えてきたわけです。いや、絶対足りないでしょうと。でも、委員会で、当時の新庁舎特別委員会の中でも、とにかくそのような形で、周辺施設なんかも利用しながら、うまくその辺は考えていきますということだったので、私も納得して、採択した流れはあったのだけれども、結果、私2年ぐらいちょっと委員会にも会派にも属していない間に、結果的にその予測、需要予測、駐車台数なんかも当初202台、西街区に関してはとっていたのが、今もう三百何台、270台なのかな、というふうになんか需要が増えてきているわけだね。これは、どういった導き出し方から最終的にこの台数になったのかなというところをちょっと聞いておきたいなと思ったのですけれども。

(管財課複合市民施設係長) 委員おっしゃられたのは、立体駐車場の1層かさ上げというところだと思います。かさ上げをするにあたっては、当初の想定台数、仮称市民センター分で百数十台ということで算定をさせていただいた計算については、確かに委員おっしゃられるとおり、最大の需要数で算定したのではなくて、平均利用率から出した台数ですので、委員おっしゃられるとおり、混雑しているときにはその百数十台というのはあふれるというような確かに想定しています。ただ、当時、本庁舎の駐車場が大分40%から50%ぐらいの利用率という、周辺駐車場を合わせてですけれども、その辺の台数の試算というか、調査結果もあったものですから、仮称市民センター分としてあふれたものについては、本庁舎とトータルして駐車台数を算定する中で十分のみ込んでいけるのかなというところで算定したところでございます。その後、駐車場1層かさ上げした部分につきましては、当時、周辺の、現在借地も含めて、市役所の敷地外に公用車の駐車場ですとか、市民利用の駐車場で確保している部分のございますので、そうした部分を整理していきながら、また公用車の一部も災害時すぐに出動できるような体制で立体駐車場の最上階に位置させていただくというような部分も踏まえて、立体駐車場の1層かさ上げというものを計画に変更したところでございます。

(真田広志委員) 私、当初から、例えばこの周辺の駐車場事情なんかもしっかり勘案していったほうがいいよねということ、これから市の財産、市有財産というものは積極的に有効利用していかなければいけないよねということも含めて話をさせていただいて、併せて災害時の利用という話もさせていただいた上で、それでも頑としてこの数字を動かしてくれなかったのです。随分私は結構しつこいぐらい、そんなにしつこくふだん言わないのだけれども、毎委員会、委員会ごとにこれ言ってきて、結局周りの皆さんが賛同なさったので、賛同せざるを得なかったのだけれども、そういったことってし

っかりやっぱりこれから、将来70年間これ使うような施設なのだから、そういったことをしっかり想定しながら当然造っていくべき話だったのだろうなと思っています。今回立体駐車場の台数を増やした、階層も増やしたことによって、どのぐらいの予算の増が計上されているのでしょうか。今回ではないか。昨年度でも。

(管財課複合市民施設係長) 当時補正をさせていただいて、立体駐車場をかき上げするという中で、金額にして4億円程度増額させていただいて、承認をいただきました。単純にその4億円が1層分4億円というよりは、全体費の当初設計よりも鉄骨資材が非常に物価高騰している状況の中で、そういったものも含めて、物価上昇分と1層かき上げ分として4億円というところで承認いただいたと。

(真田広志委員) 基本設計できた段階での見積りだと、64億円ぐらいだったのかな。今69億円という話があったから、どの辺なのかなって、やっぱり資材の高騰分、あと駐車場、立体駐車場の見直しなんか、そういったことなんかを併せてというような考え方でよろしかったですね。特にそのほか何か増えた部分があるとか、そういうことは。

(管財課複合市民施設係長) 当初の継続費の補正につきましては、立体駐車場のかき上げ分のときと、併せて9月に増額させていただいた際にインフレスライド分ですとか、あとは水の処理の費用ということで、その9月で補正いただいたところでございます。

(沢井和宏委員) 議場なのですけれども、採決システムは各自有線で取り付けるということでもよしかったのだと思うのです。ここに机、椅子は可動式とあるのですけれども、有線で多分下から配線を持ち上げてくるとなると、机、椅子を移動して、フラットにするというのはできないことはないのだと思うのですけれども、大変困難な状況なのかなと思うのですけれども、そこら辺の設備についてちょっとお話しいただけますか。

(公共建築課設備係長) 採決システムについては有線になります。配線関係も床から当然出てくるような形になりまして、床からのほうもフラットな状態で線が出てくると、蓋があるような形で線が出てくるとい形になります。机等の移動についても、移動して、議会を使用する以外の何か会議的なものにも活用できるように、基本は議会用としての設備のレイアウトに合わせて配線が下から上がってきますが、移動された場合はちょっと線が延びるような形にはなってしまうところになります。

(沢井和宏委員) その蓋があってフラットになるというのは、配線が全部、例えばそのフラットになる床下に余計な配線がしまわれて、机、椅子が移動可能だということですか。

(公共建築課設備係長) そのとおりです。線のほうは抜くこともできますので、結局、線は出た状態にはならないという形です。中で線を抜いて、あとフラットの状態にして、何か催しとかにも活用できるという形になります。

(沢井和宏委員) その机、椅子を全部、例えば議場を本当に何も無い形にするために机、椅子を収納する場所というのは、このあれでは501会議室なのかな、そこに収容、前に収容できかねるというような話を聞いたのですけれども、そこいら辺はいかがなのでしょう。

(管財課複合市民施設係長) 可動できる議場の備品、机、椅子等につきましては、確かにかなりのスペースが必要だということでございまして、仮に例えば議場の東側にございます501会議室、当局の控室になりますが、こうした場所に収納できるのではないかという想定をしております。

(沢井和宏委員) 一応全部収容できるという想定で、それでも全部移動しながら、例えば議場の隅のほうに残しておいても、ある程度広い部分でフラットなスペースができるという捉え方でよろしいでしょうか。

(管財課複合市民施設係長) おっしゃるとおり、議場の備品につきましては通常折り畳み等々できる様式ではないものですから、かなりのスペースを必要とするというように認識しておりますので、その状況に合わせて、角に寄せさせていただくとか、そういった形で対応させていただきたいと思っております。

(真田広志委員) 関連なのだけれども、当時、議場なんかに関してもフレキシブルに、市民利用なんかもできることも想定しながらと、具体的な話まではいっていないのだけれども、ということで配線なんかは下に潜らせてというか、その代わり配線なんかも接続し直しやすいように、当初こういったブロック式ではないけれども、カーペットに関しても、ばかって剥がせる、部分、部分で剥がせるようなものを考えていきたいのだなんていう話を3年ぐらい前にされたのだけれども、この前ちらっと当局説明のときにロール式のなんていう話がちょっと出てきました。コスト的な部分とか、いろいろあるのでしょうけれども、そうした場合に、それって自由に配線なんかもすぐにできるようなものなのでしょうか。

(公共建築課設備係長) 配管については固定式になってしまいますので、出口が決まった場所になってしまいます。移動等は簡単にはできないと。このフロアのような形には不可能だという形になります。

(真田広志委員) 場所が固定式になって、出口が決まっていると。その出口に関しては、簡単に抜き差しはできるようなにはなっているということなのですか。

(公共建築課設備係長) 抜き差しは簡単にできるような形になって、蓋がかかるような形で、金属部分は少し見えるような形です。

(真田広志委員) そうすると、議場としての形態以外の場合にはなかなかそれは使いづらいから、その場合は、もし配線が要るときには外側を通して利用していくしかないということですね。ちょうどたまたまそこにある。使えるところは使いながらということですね。新たにというのはちょっと厳しいものであると。了解しました。

(村山国子委員) 12ページの上の部分の大ホールだったのですが、これは座席とかは固定式だと思うのですが、それでよかったですか。

(管財課複合市民施設係長) この施設内の1、2階、3階部分の机、椅子につきましては全て可動式というか、通常のテーブル、移動式のテーブルを想定しております、様々な用途にお使いいただけ

るように一応想定をしております。

(村山国子委員) 広さ的にはこむこむ館ぐらいの、ちょっとあちは横幅が広いですけども、そのぐらいの広さのイメージですか。ちょうど100畳ではあるんですけども。

(管財課複合市民施設係長) 大ホールの面積については、330から340平米くらいということで、今近隣の施設でいうと市民会館の第2ホールぐらい、それよりちょっと大きいぐらいというところで、それほど、こむこむのホールほどの大きさはないかと思えます。

(村山国子委員) 今市内で貸し館が本当になくて、皆さん取り合いの状況で、土日なんて本当に埋まっています、使えない状況なのです。だから、小ホールはこの半分ぐらいになるのですか。大ホールもなのですけれども、もう皆さん待っていて、取り合いになる状況ではないかななんと思うのですけれども、予約システムなので、早い者勝ちになってしまうのですよね。

(管財課複合市民施設係長) 予約の方法につきましては、まさに今ちょっと検討しているところですので、先着順にするのか、例えば抽せんにするのかとか、そういった部分を含めて検討しているところでございます。

(村山国子委員) 大ホールの用途が講演、演劇、音楽用途などとなっているのですが、2年前ぐらいから計画しているなんていうときには優先されるというふうに考えていいのですか。

(管財課複合市民施設係長) そういった部分も含めて現在検討中でございます。

(村山国子委員) 14ページ、調理室兼講義室があるのですが、避難所になった場合、これというのは使えることができる方向というので認識していいのでしょうか。

(管財課複合市民施設係長) 調理室兼講義室につきましては、当初計画していた段階で、災害時にも対応できるようにというところの部分を含めて整備を検討したところでございますので、例えば個人での利用ですとか、そういった部分どうするかについては今後運用の中で検討させていただきたいと思うのですが、実際、仮に例えばお湯を沸かしたりとか、規模的にどうかはあれですけども、炊き出しをしたりとか、そういったものに活用できるような想定で整備をしております。

(佐藤 勢委員) 初めてなものですから、いろいろお聞きしたいのですけれども、やっぱり大ホール、講義室、会議室ってあると思うのですけれども、この広さだとどれぐらいの人数が利用できるのか、大体の人数をちょっと教えていただきたいなって思うのと、あと利用、使用にあたって、どのような規定というか、何か考えていらっしゃるのか、それからあと利用料金みたいなところ、今のところ分かる範囲であれば教えていただきたいなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

(管財課複合市民施設係長) それぞれの部屋の利用人数については、あくまで図面上で配置をしている机、椅子の人数で想定をしているのですけれども、仮に1階の大ホールであれば、机、椅子を配置した形で156名、それから中2階の小ホール部分につきましては84名、それから2階の講義室、大小それぞれございますけれども、一番大きい207講義室、左下のほうになりますが、これが36名、それから一番小さい201講義室、ちょうど工作室兼講義室の下のほうですが、これが8名ということで、大小様

々ございまして、それぞれ人数等々については部屋ごとに違うというふうになってございまして。

それから、例えば使い方ですとか、予約の方法、それからルール等々につきましては、それも現在検討しているところでございまして。既存施設もそれぞれ市民会館ですとか中央学習センター、敬老センターを含めて、ルールが違う部分もございまして、そうしたものをどうするかについて現在検討しているところでございまして。

(佐藤 勢委員) 会議室は、夜間だけということでは市民に公開するという形になるのでしょうか。それとも、空いていたら昼間でもできるという形に、貸していただけるという形ですか。

(管財課複合市民施設係長) 3階部分の市民兼用会議室についての話かと思えます。この部分につきましては、どういうふうな設置条例を制定するか検討中なわけですけれども、今想定している方法ですと、夜間については公の施設、それ以外については庁舎という扱いになるものですから、仮に日中部分、日中に空いていたとしても、公の施設として使用料を徴収したりとか減免したりとかということができないので、今のところ、空いている部分についてどういうふうに取り扱するのかというのは検討中ではありますが、ほかと同じように貸出しをするというのはなかなか難しいかと思えます。

(佐藤 勢委員) 駐車場についてはもう今の形のような形で、フリースペースというか、要するにお金というか、何かカードを入れたりとか、そういったところで開け閉めできるような形にするのかとか、何か検討したりとかしていたりするわけですか。

(管財課複合市民施設係長) 駐車場部分につきましては、現在やはり例えば土日のいわゆる目的外利用ですとか、平日も含めて、市役所を利用する方以外の利用が見受けられる状況でありまして、そうした部分を適正に利用していただくために、例えば有料化したりとか、ゲートをつけたりという部分についてはまさに今検討中というところでございまして、適正に施設の利用者が利用できるように、最善の方法を検討していきたいというふうに考えております。

(村山国子委員) 大ホールのところだったのですが、例えばこれは机が入っていて156名だと思うのです。机を除けば、200名以上入るのかなと思うのですが、定員を156名にしてしまうということなのか。

(管財課複合市民施設係長) 委員おっしゃられるとおり、机、椅子を配置すると、確かにその今の人数という形になります。これ以上の人数を入れるかどうかについては、例えば衛生設備の個数ですとか、あとは消防法の絡みなんかもあるので、定員をこの人数にするかについては現時点で未定のところはありまして、あと消防法等も含めて、内容をちょっと検討していきたいというふうに考えております。

(村山国子委員) そうすると、総合的に考えれば、定員を定めるということになるのですね。

(管財課複合市民施設係長) 現時点の想定ですと、委員おっしゃられるとおり、定員を定めさせていただくというような形になるかと思えます。

(村山国子委員) 12ページの左下の事務室は、これは中央学習センターって考えていいのですか。

(管財課複合市民施設係長) おっしゃるとおり、中央学習センターの事務室という形になりまして、先ほどご説明させていただきましたように、貸し館部分も含めて中央学習センターの職員で担っていただく、もしくは担当していただくというところは検討中です。

(根本雅昭委員) 24ページからのライフサイクルコストなのですけれども、予定で寿命70年の建物を30年周期で大規模改修を想定しているということなのですけれども、そうすると2回目の大規模改修後に10年ぐらいしか使えないのですね。この辺どのように考えればよいのか。もっと使えるのかどうか。大規模改修すると、多分初期の性能をある程度取り戻すと思うのですけれども、その辺教えていただければと思うのですけれども。

(管財課複合市民施設係長) この使用年数、建物の使用する年数70年とさせていただいていますのは、福島市総合管理計画上の非木造の建物の想定した年数の70年としております。委員おっしゃられるとおり、30年の段階で大規模改修をすると、ある程度設備等の更新はされて、仮に内装等も更新されるとすると、今後使えるような建物になるかなと今想定をしております、なおかつ26ページにあります高強度のコンクリートを使用するというふうに関回設計のほうになっておりますけれども、コンクリートの想定、100年もつような形になっていますので、例えばその70年の段階の建物の状況ですとか、あと設備の陳腐化の度合いなんかも検討しながら、その70年たった段階で建物がもっともつのかもたないのかというのがその時点で判断していくのかなというふうに関定しておりますので、70年が目標ですけれども、もしもっと使えるようであればこのまま使っていくというような考え方になろうかなというふうに関思っております。

(根本雅昭委員) 分かりました。ありがとうございます。70年以上も可能性はあるといいますか、多分使えるのだろうなと期待するところでもありますけれども、あとこの30年周期というのは、これはほぼほぼこのとおりなのですか。それとも、最近予防保全の考え方なんかもありますけれども、予防保全、日常的に小まめにしていくと、大規模修繕もそんなに大きくなっていいのかなんか想像するところでもありますけれども、どうですか。

(財産マネジメント推進室長兼公共建築課長) こちらのライフサイクルコストの試算なのですが、資料にも記載ありますとおり、国土交通省の基準で試算しているものです。あくまでも試算ですので、当然改修の内容ですとか、あとは建物が置かれた状況、それによって変わる部分当然あると思いますので、あくまでも一つの目安という形で見いただければなと思います。

(根本雅昭委員) 最後に1つなのですけれども、この国土交通省の試算の建築物のライフサイクルコストですか、これ令和5年度版が先月出たと思うのですけれども、新しく試算する予定というのはありますか。

(管財課複合市民施設係長) 当時ライフサイクルコストの試算につきましては、実施設計をするにあたって、どういった手法をするとライフサイクルコストを抑えられるかというような形で、設計事務所をお願いして試算していただいた経過がございます、今後、今のところ、新たな基準でライフサ

イクルコストを試算するというような予定は特にございません。

(真田広志委員) 今は本当に何か、とてもこの運用コストは、光熱水費なんかも含めて、これ2020年段階の試算からもうその光熱水費だって随分上がっているわけですよ。資材費だって随分、当時とはもう全然、桁が違うとまではいかないけれども、これだけ高騰している中で、その辺の試算というのはしっかりやっていく必要ってあるのではないかなって思うのだけれども、どうなのでしょう。公共施設等総合管理計画の個別計画の中でもそれぞれやっぱりそういったものの見直しというのは行っていってなっていますよね。なので、その辺やっぱり、およそ国の基準に基づいて当時やったのだけれどもということではなくて、別にそのぐらいはやっておく必要というのはないのかなってちょっと思うのですけれども、どうなのでしょう。必要ないのだ。

(財産マネジメント推進室長兼公共建築課長) 今ほども説明ありましたが、このライフサイクルコストといいますのは、やはり建物を造るときにインシヤルコストも含めてトータルでどれだけの費用がかかるかというのを検証した上で、そのライフサイクルコストをさらに縮減するにはどういった手法があるかというのを検証する部分ではありますので、ある意味計画が固まって、工事が進んでいる段階でやる必要があるかどうかというのはちょっと今後検討させていただければと思いますが。

(真田広志委員) おっしゃることは分かるの。この段階でつくる、昔は、その後つくらなければいけないということではないのだけれども、今はもうその考え方をやめて、結局全体計画を立てていくときに、とにかくそういった施設に関してもとにかく長寿命化を進めていこうという、その長寿命化を進めていくことによって全体的に圧縮していくので、複合化、集約化というのは当然あるのだけれども、その考え方の一つにそれがあられるわけだから、その辺でそういったこともしっかり適宜見直しをかけながら、全体のコスト縮減というものも考えて財政計画って立てていく必要もあるのかなと思っていたので、何かそういったものをつくっていくのかなんてちょっと思ったので、聞いたところでしたけれども、以上です。

(川又康彦委員) ちょっとお金の話で来たので、10ページの事業費全体の話についてなのですが、基本的なところで申し訳ないのですが、財源として国庫支出金と地方債とその他という形で記載していただいていると思うのですが、地方債の返済財源に充てるのではないかなという気もするのですが、この財源の中で庁舎の整備基金というのはどのような活用をするような感じになるわけなのですか。どうしてこういう使われ方をして、何らかの有利な地方債があって、こういう財源にしているというような話も含めてちょっと教えていただければと思いますけれども。

(管財課複合市民施設係長) 委員おっしゃられるとおり、当初、おそらく前計画の今西棟の段階では基金を直接そのまま建設費に充てるというような想定をして資金調達計画を立てていたと思うのですが、その後、いわゆる合併推進事業債、交付税措置される非常に有利な起債というところでして、その起債を活用しながら、その一方でこの基金、単費である基金についてはその起債を返済するための減債基金に回すような形の想定資金繰りというのを考えておりました。それで、そういった

ことを想定した財源という形になってございます。

(川又康彦委員) そうすると、先ほど申し上げた感じなのかなと思うのですが、どのぐらい交付税措置というか、それがあって、当初の分だと、基金残高って多分三十何億円か、現金、預金では幾らかあって、数億円とか、そういった規模で有利になるようなお金の使い方という感じになるのですか。

(財務部長) 詳細につきましては担当のほうからまた後ほど説明あるかと思いますが、今委員おただしのとおり、当初、庁舎整備基金を充てて建てようといったことでしたが、飯野町との合併により、合併特例債というものが福島市でも起債というか、借入れできるようになりまして、こちらは事業費の90%が借入れできると。借りた額のうち40%が、40%の元利償還金が地方交付税措置されるといったことで、後々、対象事業費の9割が起債できますので、そのうちの4割が返ってくるとすると、36%が、地方交付税ですが、国から財源として交付されるといったことで、全くの手出しの額よりも、基金を全部充てるよりも、36%ほどにはなりません、約3割程度は基金を有利に活用できると。これは、将来細く長く元利償還するので、一遍にどんと返ってくるものではないのですが、そういったことを目途としまして、おととしから庁舎整備基金を直接入れるのではなく、起債を起こして、起債を起こした分は将来元利返済しなければならないので、返済する分は使わないように、現金あると分かんなくなってしまうので、きちんと減債基金に積んで、別会計、基金の中の別会計というのは実はないのですが、我々の帳簿上、減債基金の中でこれは庁舎整備基金から入れたものなので、庁舎整備基金の返済に充てると、庁舎整備で起債した分に充てるといったような考え方で、将来の地方交付税措置がある36%ほど出てくるものを活用して、基金がもう目減りして、先ほどご説明ちらっとしましたが、今後の事業費の増が予想される中で、基金では賄い切れないことも十分想定されてくるので、基金がなくなった分、一般財源でただ投入するといったことではなかなかご理解いただけないと思いますので、一般財源投入しますが、将来そのうち幾ばくかは地方交付税といった形で返ってくるといったようなことで、お金のやりくりを現在しているところでございます。

(川又康彦委員) 基本計画の令和2年の段階だと、まだそのときまでは庁舎整備基金を使う、令和2年という最近だと思うのですが、出た。変更になったというのは、本当にここ数年だと思うのです。合併特例債というのはもともと使えるというのはある程度分かっていた話なのではないかと思うのですが、当初はそれを使う予定がなくて、整備基金を使うという話で、なぜここ数年で方針ががらっと変わったのかなというところがちょっと私は非常に気になってはいたところなのですが、これは、最近もよく市長のほうでも有利な起債とか、そういった部分の発言なんかもありますけれども、そういったところで財務部のほうでいろいろな部分を総合的に見直す中で、こういったものも活用できるのではないかとこのところが変わってきたような話の流れなのか、それとも財源の中でいろいろ考えていただいて、こういうことになってきたのか、その辺についての経緯みたいなものというのは何か、分かる範囲で教えていただければと思うのですが。

(財務部長) こちらは、発端としましては財政担当のほうからの発案でございます。こちらは、予算編成の中で庁舎整備基金が枯渇するのではないかと、また庁舎整備基金も条例上、この西棟を建てて終わりといった条例の立てつけではございませんで、庁舎の増築、改築に要する資金のための基金でございまして、これが枯渇しますと、今後、増築というのはあまりなかなか想定が、改築ですね、先ほど申しましたライフサイクルでいくと予防保全とかに関しても充てることは可能かと考えておりますので、そういったお金を将来も確保していかないと、この本庁舎、仮称市民センターの管理が、また市民サービスが滞るのではないかとといったところも、小さなところがだんだん大きくなってきて、そういった現実性を帯びてきましたので、おとしにハンドルをちょっと切り替えまして、そういった基金があるというのは従前から承知しまして、ほかの斎場であったりとか、合併特例債を充てていた事業もありましたので、仮称市民センターにも導入することとして判断したところであります。

(川又康彦委員) 財務部にはいい仕事をしていただきましたね。

終わります。

(村山国子委員) 今の基金の話だったのですけれども、償還に使っていくということも話されたのですけれども、その返還に使っていく部分と大規模改修にも使っていくという、この分は基金から出て償還しているのだよというふうな別帳簿でやると言ったのと大規模改修にも使えるというのは、ちょっと話が違うような気がするのですけれども。

(財務部長) すみません。説明がちょっと至りませんで、申し訳ございませんでした。庁舎整備基金から減債基金には借り入れた元利償還金の同額を繰り入れて、減債基金の中に積み立てると。減債基金は、別に余剰金を積み立てて、現在の、将来の公債費の返済に充てている通常分と、あとはもう一つ、帳簿と申しますか、我々のデスクの上での帳簿ですけれども、庁舎整備にあたって起債した額の元利償還金は新たに、別にと申しますか、予算上は一緒ですけれども、積立てをしておいて、事実上色分けをしておいて、あと基金のほうでは繰入れしない額は、減債基金に積み立てない額は残りますので、その額については、整備するにあたっては事業費の全体が9割しか対象にならないので、残りの1割は何かしら財源が必要なので、その1割部分に充てたりとか、あとは残れば、最近ちょっと雲行きが怪しいのですが、この基金の残高が減ってきて、将来の増築、改築と申しましたが、仮称市民センターが出来上がった後にそれが残っていれば、あとは新たに市民の理解を得て、歴史的に長い基金なので、また今後の財政需要のために、余剰金等が出た際には、それから議員の皆様、市民の皆様の理解いただいて、積み増していかなければならないなどは考えております。

(村山国子委員) 建設コストが48億円に対して、保全コストのほうがうんと高いのですね。だから、基金が枯渇するというのは大変なことになってしまうなと思ったので。分かりました。ありがとうございます。

(浦野洋太郎委員) 防災機能強化ということで、前計画のところから防災機能強化されたというふうに乗っていますけれども、ここで1階、2階が避難所になるということなのですけれども、危機管理

室の話になるかもしれませんが、避難所になる範囲というのは本当に大規模なときだけなのか、もしくは、ここら辺だとそんなに水害はないのでしょうかけれども、今回の夏とかでも、例えば信夫支所とか、あっちのほうでは雨とか、そういうときの場合というのは、その都度、予防という段階でもすぐに避難所になるものなののでしょうか。ちょっと危機管理室の話だったらすみませんが。

(管財課複合市民施設係長) まさにどういった避難所として位置づけるかというのがまさに今危機管理のほうで検討している部分ではございます。ただ、従前の中央学習センターが耐震性の問題で途中から避難所として活用できなくなっちはいますが、それ以前については避難所として、通常の他の学習センターと同じように活用していたというところではございますので、そうした部分を踏まえて今後検討していくのではないかなというふうに考えております。

(浦野洋太郎委員) それとあと、別なのですけれども、市民広場というのは、すみません、これ見た中では、コンクリートですか。

(管財課複合市民施設係長) 市民広場につきましては、インターロッキングで仕上げをしていくような想定をしております。

(後藤善次委員) シニアカーの考え方ってどうなっているのですか。この間、私信夫地区で、赤十字センターというのですっけ、あそこ。あそこの前にセブンイレブンあるのです。セブンイレブンの車の駐車場にシニアカーをぼんと止めて、1台分使って買物している方がいらっしやった。別にそれが悪いとかではなくて。今後、シニアカーの市場というのは今横ばいのような、あんまり目に見えて、どっと増えてくるイメージではないのですけれども、免許返納と、この地域の方々のシニアカーで地元の学習センターに出かけるみたいな、そういうことも出てくる。あと、シニアカーって玄関で降りなさいということではないのですよね。あれ車椅子よりも幅が狭いようなものもありますから、建物の中まで入ってくることもできる。要するに窓口までシニアカーで来るとかというの、そういう使い方も、今後、シニアカーと公共施設の考え方というのかな。そこの私が見たセブンイレブンは、自転車置場がないのです。だから、車を止めるところに多分置いて、入っていかれたのですよね。車が満車のときがあるのです。そのときは、道路の向こう側の空いているところに止めて、歩いてこられているのです、その方。ちょっと見かけたら。今後シニアカーの考え方というのは、何か考えていく必要があるのかどうかも含めてお聞きしたかったのです。

(財産マネジメント推進室長兼公共建築課長) 大変すばらしいご指摘かと思えます。なかなか我々もその辺まで目が行き届いていないところがあったかと思えます。現状の計画では、具体的にシニアカーまでの対策というのは実際網羅されてはいないのですが、今おっしゃられたような利用の使い方というのは確かに今後あるのかなと思えます。ほかの公共施設もそうですけれども、建物の中まで入ってこれるということであれば、それはある意味車椅子と同じような考え方で対応はできるのかなと。車椅子対応にはなっていますので、それはある程度考えられるかなとは思いますが、確かに外に止める場合、そういった場合はそういった場所を特別確保してはいないので、とはいいいながらもやはり

どこか止める場所を考えていかなければならないと思います。今回は、自転車置場なのですが、自転車置場にサイクルラックというのを付けているのですけれども、自転車を止められるようなラックなのですが、そういったものを置かない場所も1か所用意はしてあります。ただ、こちらはバイクですとか、あと最近やはり増えてきているのはチャイルドシートをつけたような自転車ですとか、そういう幅を取るものとか、そういうラックがあったら止めづらいただろうというもののためのスペースとして用意しているのですが、取りあえずはそのシニアカーもこちらをご利用いただくことは可能かとは思いますが、ただどのぐらいの台数だとか、そういった部分の検討には入っていなかったもので、そこら辺は、取りあえず今回はその辺、運用を考えていかなければならないと思うのですが、今後公共施設を考える上では非常にその辺、大変ありがたいアドバイスかと思います。

(後藤善次委員) 私もこのシニアカーの今後の動きというのはよく分からないですし、ただシニアカーも随分開発されて、今2人で乗るシニアカーとかというのまで出てきているのです。日本でまだシニアカーの普及率ってずっと低いですが、海外では随分普及率が高まっているような話も聞きますから、日本が今後どういうふうになっていくのかというのはなかなか難しい予想ですし、そのために駐車場を確保するというのは、今の段階で判断するってなかなか難しいのではないかと思います。ただ、そういう方の対応もこんな形で考えていましたみたいなのも市民の方にはアピールすることも必要なのかなという気もいたしますので、ご検討ください。

(真田広志委員) 市民センターの建設市民懇談会みたいなのは多分開催しているのだと思うのですが、市民懇談会、昔まちづくり協議会だったりとか、周辺町会も含めた協議会なんかもあって、その中である程度集約されていって、今の形になってきているのだと思うのですが、この会って、例えば今後建設が終わった後にも継続していくような形になっていくのでしょうか。というのは、もともと庁舎を一つの建築物として捉えるのではなくて、まちづくりの一環として捉えていこうという、そういった動きがあって、例えば設置場所も含めて、駅前がいいのか、ただ福島市全体の例えば文教エリアだったりとか、そういったまちづくりの一環として捉えていこうということで、昔まちづくり懇談会というものをつくってきたのです。その中に、当時、周辺町会の人たちもいて。ただ、その後、震災になったりとか、いろんなことで、徐々に規模は縮小されてきたのだけれども、その中の代表者の方だけが市民懇談会に対して残ったりとか、そういうような形でようやく今の現計画にこぎ着けたと言うと言い方おかしいかも分からないのだけれども。今、先ほど市民広場の話もあったのだけれども、当時まだいわゆる基本計画の前の基本構想の段階では、例えば周辺の人たちが一緒に福島市を、まちをつくっていこうということで、その市民広場のところ、新浜町一東浜町線も含めて、それから浜田町一春日町線なんかも含めて、一体的にシビックモールなんかも造っていきながらまちづくりをしていこうと。例えば周辺の人たちがそこで朝市なんかもできたりとか、この辺の商店街の人たちもそこでイベントなんかできるようにしていきましょうねというところまでは話は行っていたのだけれども、結局そのシビックモール構想というのは、新浜町一東浜町線の利活用というところが

いろんな制約なんかも出てくる中で、そこまでの利用はできないのだけれども、市民広場として残していこうよねと、いわゆる防災広場的な側面も残しながら、また市民のまちづくりの観点を残しながら、そこだけは残していこうねということになったのだけれども、今これを見ていると、例えば今後、市民センターの管理運営についての中で、地域との一体的な利用、様々なイベントなんかもしっかり考えていきましょうねというふうになっているのだけれども、そこをどこで協議していくのですかということなのです。全ての公共施設がそうなので、意外とそれって全国的に言われてきているところなのだけれども、造るところまでは地域の皆さんの声を聞いていきましょう、市民はどういうふうを考えているのか、いろんな意見を聞きましょうというのだけれども、できてしまうと、それがその後に活かされてこないということが結構見受けられていて、そういうふうにならないように、我々地域と市役所ってやっぱり一心同体なのですよね。持ちつ持たれつ、互いに助け合っていきましょうというところって、それは支所でも、この本庁でも変わらないと思っていて、そういった意味で今後まちづくり懇談会のようなもの、市民懇談会がどういうふうになっていくのか、またそういったものを話し合うような場ってどういうふうになっていくのかということところは1つ確認しておきたいというふうに思ったので、ちょっと言わせていただきましたが、どうでしょうか。今ではなくても。

(管財課複合市民施設係長) 委員おっしゃられるとおり、いわゆる懇談会、市民の方にご参加いただく懇談会というのが現時点で(仮称)市民センター建設市民懇談会というものと、あとは周辺の町会長さん、あとはまちづくりの団体の方で構成するまちづくり懇談会というものが2つ、今並行してございまして、市民懇談会につきましては建設に向けて市民の意見を反映していくために設置されたという部分でございまして、(仮称)市民センター建設市民懇談会については、おそらく整備された段階でその役目は終わるのかなというふうに考えております。まちづくり懇談会のほうにつきましては、施設とまちづくりの関係、これまでもずっと協議をさせていただいた懇談会になりますので、こちらを今後存続させて、例えば使い方のようなものを検討していく、もしくは学習センターのように利用団体の連絡協議会というような形のを学習センターの中に設置をしたりとか、あとは仮称市民センター全体の利用について検討するような何か別なものを立ち上げるのか、そういった部分も含めて、現時点ではちょっと、いろんな方法が考えられるかと思うのですが、委員ご指摘の内容も踏まえながら、その辺ちょっと検討していきたいというふうに考えております。

(真田広志委員) その辺は非常に大事なところなのだろうなと思っているのです。例えば中心市街地将来ビジョン検討会なんか、いろんな公共施設の総合管理計画なんかも含めてなのだろうけれども、その将来ビジョン検討会の中でも結局回遊性ってどういうふうに持っていかかという、信夫山、それから駅前、それから庁舎、その回遊性をどういうふうに持っていかかというときに、当然まちづくりという考えが必要で、その中の一翼を担うのが多分本来は周辺のまちづくり協議会だったり、そういったものも、何か当時はちょっと外されていたのだけれども、そういったところからの意見がなかったら、例えばそういうものの連携というものがどういうふうにとれていくのかなというふうなこと

もちよっと思ったもので、その辺もちよっと頭に入れながら。多分今ここで議論しておかないと、なくなつてからつくれないのですよね。なので、回遊軸をどういうふうにとというような話、将来ビジョン検討会の中で出たそういった話なんかも地域のほうにしっかり落としていながら協議できるような場、意見ができるような場ってあるといいのかなんてちよっと思ったので、それで話をさせていただきました。

(財務部長) 真田委員よりご指摘いただいたのは非常に重要な点と思って、現在認識しているところでございます。市民懇談会、まちづくり懇談会、いずれも歴史的な経過がございますので、その歴史的な経過を踏まえて、今後どのような形で、一旦終了にするのか、継続するのかといったことについては判断をしていかなければならないと思っております。市民懇談会は、あくまでも建設市民懇談会という名称がついておりますが、その後、仮称市民センターのことについての管理運営について議論する場が必要なのか、また委員おっしゃるとおり、この仮称市民センターがまちづくりの核としてどう活用していくのかといったことについては、現在財務部は、取りあえずといいますか、現在建てることにまず専念しているところでありまして、完成した後のまちづくりに関しては、市全体の中でこの仮称市民センターをどう生かしてまちづくりに生かすか、まさに青写真で、駅前と市役所周辺といったところが核となってまいりますので、その核をどうやってまちづくりしていくかといったことについては全庁的な中で考えさせていただければと考えております。

(沢井和宏委員) 今市民広場の話が出たのですけれども、6ページに東庁舎の前にも市民広場という位置づけで置かれているのですけれども、今駐車場がなかなか足りない部分で、常時あそこに車が入っている状態でありますよね。仮称市民センターの前の市民広場は51台車が入るといような説明があったのですけれども、基本的に常時車は入れないようにするのか。そうすると、東庁舎の前の市民広場との整合性というか、今まで使っていた人は、東庁舎の前は車を入れていいのだなという認識でいるのだと思うのですけれども、東庁舎と仮称市民センターの前の市民広場という名前で位置づけるなら、やはり同じような使い方というか、そういうふうにしていかなくてはならないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(管財課複合市民施設係長) 資料の中で市民広場の想定される使い方ということで記載をさせていただきましたが、今検討中ではございますが、仮に公の施設の一部を市民広場、仮称市民センターの南側の市民広場のほう、こちらについて公の施設として位置づけするのであれば、基本的にここは利用がないときには駐車場として使うけれども、仮に利用があるとすれば駐車場としては使えないというような基本的なスタンスになるかなと思いますので、確かに今、本庁舎側の市民広場は、駐車台数の不足等々ありまして、市民広場としての利用ってなかなかできていない状況にありますが、もしかすると可能性としては違う使い方をするような形になる可能性もあるかなというふうに考えております。

(沢井和宏委員) 感想なのですが、イメージとして、ここの平面駐車場との間に車止めがあるような

形になっていたものですから、市民広場は市民広場として基本的には車を入れないような形で運営するのかなんて思ったものですから、聞いたのですが、なお今後いろいろな使い方についてもう一度検討いただければと思っております。

(小松良行委員長) ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) ほかにご意見がなければ、以上で当局説明を終了いたします。

当局退席のため、暫時休憩いたします。

午前11時40分 休 憩

午前11時41分 再 開

(小松良行委員長) 委員会を再開いたします。

ただいま当局から受けました説明について、また今後さらに検討が必要なことや委員会として調査検討すべきと思われることなど、意見開陳、併せて今後、調査検討すべきと思われるご意見などもお寄せいただければと思います。ご発言のある方、挙手の上、ご発言ください。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) 先ほどの質疑の中で十分協議が現段階の部分で尽くされたかというふうに思いますので、それら整理してまいりたいと思っております。本日この当局の調査をしっかりと正副手元のほうで整理させていただければというふうに思います。

次の議題ですが、図書室に関する今後の全体スケジュールについて、資料を準備しておりますので、事務局より説明させます。

(議事調査課調査係長) それでは、資料を替えていただきまして、R5.11.7議会図書室想定スケジュールというデータのほうよろしいでしょうか。前回の委員会のとき、後藤委員からも、前の特別委員会の委員長報告にあった議会図書室に関して、公立図書館とのレファレンスサービスですとか、管理運営規程についてどうしていくのだというようなご質問もございましたが、明確なご回答を持ってきておりませんでしたので、参考としてこちらのほうでご説明させていただきたいと思っております。ただ、こちらにつきましては、先ほどの当局説明もありましたように、まだあちらの仮称市民センターの開庁時期も定まっていないということもございますので、少し流動的なところもありますが、今時点での想定ということでご説明させていただきたいと思っております。

こちらの表の上側、公立図書館との連携ということで、レファレンスサービスをやっていきますよということで前の委員長報告にもありましたが、こちらにつきましては現在、議会事務局、事務方の手元では市立図書館のほうと、このような協力を今後させていただきたいというようなお話はさせていただいております。その中で、現時点での図書館の担当職員というものを決めていただいて、定期的に協議させていただくというような体制を取っておるところでございます。ですので、今後レファ

レンスサービス、他市の事例等を踏まえまして、福島市議会と市立図書館ではどのような協力ができるかということを進めていくというような想定をしてございます。ただ、その中でやはり図書館側のほうの体制でできること、できないことということもあるかと思っておりますので、その辺をまずは事務方が正副委員長ともご相談しながらある程度進めさせていただきまして、今現在のこちらのスケジュールの想定ですと、上の5月のところに丸で市立図書館との連携内容検討ということで記載させていただいておりますが、このぐらいの時期あたりまでにはある程度下準備をした段階で、このようなことは可能かと思っております、いかがでしょうかということで委員会の中でも協議していただけるように進めてまいりたいと考えてございます。最終的には一番右側、現在で仮称市民センターの建設工事は9月末が工期となっておりますので、来年9月までにはそういった連携内容を決定できればと考えておるところでございます。

また、下の段でございますが、管理運営規程も同様にオープンまでには策定しなければならないという形の委員長報告でございましたので、そちらにつきましても今事務方のほうで他市の事例等を検討しているところでございます。項目のところ、管理運営規程策定ということで、必須項目ということで、こちら一番左下、2点書かせていただいておりますが、どういったものが必要かということで、貸出規定ということで、例えば貸出しをするときには2週間以内に10冊までですよといったようなことですか、そういった、どういった貸出しをするのか、それから利用者の範囲ということで、利用者は議員だけなのか、それとも例えば当局の職員まで貸出しを認めるのか、さらには一般の市民まで認めるのか、そういったところの利用者の規定というところ、そういったところは大体どこの議会を見ても、管理運営規程を策定しているところはここまでは規定しておるというのが一般的ですので、そういったところは必ず規定していかなければならないと考えてございます。

その下、その他というところで、選書、廃棄規定ということで、どういった本を図書室に入れるべきなのか、逆に例えば10年ぐらいたったら廃棄してもいいよねといったような廃棄の規定というところまで規程に入れるのか、それとも入れないのかというところ。それとあと、分類法というところで、図書室ですので、市立図書館のような分類方法を取っているような議会図書室もございまして、そうではなくて、例えば福島市でいうと政策調整部、総務部といったような部単位での配架の仕方を取っているようなところもございまして、そういった分類方法、そういったところも管理運営規程に定めている議会もありますし、そこまでは定めていないというようなところもございまして。またあと、最後、運用組織ということで、前回も委員長などからありました図書委員会のような協議等の場のようなものを設けるか、設けないのかといったところまで管理運営規程に定めているような議会などもございまして、そういったところ、どこまで管理運営規程に入れるべきなのかというようなところも、現在ちょっと他市の事例等を研究しているところでございますので、今の想定としましては、できれば来年3月ぐらいたつまでにはその辺も、正副委員長とまずはお相談させていただきながら、あとは委員会でもご協議いただけるように準備を進めているところでございます。

そういたしまして、最終的には来年の9月までには管理運営規程というものが決定できるように進めさせていただければと考えてございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

(小松良行委員長) ただいま議会図書室に関するスケジュールについて説明いただきましたが、ご意見のある方がいらっしゃればお述べいただきたいと思えます。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) それでは、そのように進めてまいります。

次に、前回、議会図書室の備品及びパソコンについて皆さんからご意見をいただきましたが、その中でパソコン設置について今回確認させていただきたいと思えます。

前回の協議では、真田委員から電子図書の普及やデータのみで作成となる資料の保管方法などについてご意見をいただきました。これらの件については、ICT活用検討会なども含めて、今後も引き続き考慮していかなければならない課題だというふうな認識をしておりますけれども、その他全体的なご意見としては、現在の状況ではパソコンの設置は不要ではないのかといったご意見が多かったかと正副としては受け止めてございます。

しかるに、新たな図書室の設置当初においてはパソコンの設置を見送ることとさせていただくというところでいかがでしょうか。よろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) では、ご意見がなければ、そのように進めてまいりたいと存じます。

その他でございますが、正副委員長からは以上でございますが、何かその他でご意見などあればご発言願いたいと思えます。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) なければ、以上で本日の複合市民施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。

午前11時50分 散 会

複合市民施設に関する調査特別委員長 小 松 良 行